

不服申立書

代理人

横浜教区 沼津聖ヨハネ教会 司祭 ヨハネ 鎌田雄輝

大阪教区 大阪聖ヨハネ教会 コンスタンチヌス 村岡 利幸

2008年9月24日付で懲戒申立が却下された下記審判について、全部不服であることから、不服申立をします。

2008年10月6日

日本聖公会管区審判廷御中

申立人 横浜教区 沼津聖ヨハネ教会 司祭 ヨハネ 鎌田 雄輝

申立人 大阪教区 大阪聖ヨハネ教会 コンスタンチヌス 村岡 利幸

申立人 東京教区 千住基督教会 司祭 イマニュエル 木下 量熙

被申立人 京都教区 司祭 ヨハネ 古賀 久幸

[原審判（主文）の表示]

「決定書 2008年7月11日付で、あなたがたほか2名の申立人から提出された懲戒申立書（被申立人、古賀久幸）について、同31日付で9月15日までに補正して提出するよう補正命令書を送付しました。同月10日付「審判申立書」を受け取り、これを同月24日開催された教区審判廷審判員会議において審査しましたが、審判廷規則第17条第2項に基づき、下記の理由によって本申立を却下します。

記 [申立却下の理由] 審判廷規則第16条に規定する申立書の記載事項のうち、第4号「懲戒申立の事由である事実」について、日本聖公会法規第198条（訂正、第200条）の懲戒事由を構成する事実が明らかにされていないため、懲戒を受けるべき行為の特定ができません。補正命令書において求めている「いつ」、「どこで」、「だれが」、「だれに」、「何をしたか」という事実が明記されておらず、補正されているとは判断できません。」

以上、原審判の表示。

[不服申立の趣旨]

原審判の却下については法規上の根拠がなく、不法かつ不当であると考え、却下を取り消して差し戻し審判を行うよう求めます。

[不服申立の理由]

京都教区審判廷の却下決定理由によれば、審判廷規則第17条による補正命令に従わなかったことを理由として、同規則第17条2の規定に従って却下したとしている。
不服申立人は以下の理由で、これが却下の理由とならないことを主張する。

- 1、 補正命令に従っていないというのは事実誤認である。
申立書の「懲戒申立の事由である事実」は十分特定できる表現に補正されている。
懲戒の対象となる行為について、裏付けの取れる形の指定がされている。
以下、申立書の補正内容を説明する。

「児童虐待の訴えを受けた常置委員の一人として被害者の言い分を一度も聞かずに訴えを退け、加害者である原田文雄司祭の犯行事実の隠ぺいに協力し、裁判において被害者を攻撃した事実。」という補正後の申立事実について、文章を読点ごとに説明する。

「児童虐待の訴えを受けた常置委員の一人として被害者の言い分を一度も聞かずに訴えを退け、」の部分。

被申立人が常置委員として審議に加わった時期は2001年4月8日から6月15日までと明記した。訴えを退けた場所は常置委員会が審議した京都教区教務所であるが、言い分を一度も聞かなかったという不作為を問題にした。不作為において、特定の場所は存在しない。「何をしたか」と明示するよう補正命令を受けているが、被害者の言い分を一度も聞かなかったという不作為を問う。

法規第210条の時効の規定によれば、不作為は懲戒対象であるとされており、この不作為の終了は、京都教区が原田文雄による児童虐待加害を認めた2005年9月までである。

この時点までは教区の決定は覆されなかったためである。申立においては不作為の終了時は明示しなかったが、後述の民事裁判中の行為と一連一体の問題として扱っており、期間を2005年7月までとして、明示した。今後は、不作為の期間に関しては、2005年9月までと主張する。

児童虐待加害者の懲戒を願う訴えに対し調査しないで退けた、教区常置委員としての判断を問題とする。従って、被申立人の行為の対象は特に指定しない。

「加害者である原田文雄司祭の犯行事実の隠ぺいに協力し、」の部分、

隠蔽行為を構成するのは事実認識の有無と実際の隠蔽活動である。原田文雄司祭が加害事実を認めた2001年4月17日には被申立人は事実認識をした。この日付を明記した。実際の隠蔽活動については、同年4月20日に精神科の医師を訪ねて助言を求めている。ここで、医師に求められた行動を拒否して、不利な情報の排除を行った。これを不作為による隠蔽工作とする。不作為の場所は特定できない。

主教への報告は同年4月20日に行った。これは電話による報告であるので場所の特定は意味がない。主教に対する隠蔽行為として明示した。

以上の部分については、被申立人が2001年に常置委員であったことと、常置委員としての行為であることを明示した。虐待被害者の訴えの内容は虐待被害の補償ではなく、被害の拡大をおそれた事による、虐待加害者・原田文雄司祭の懲戒願いである。従って被申立人の行為の対象者は特に指定しない。

虐待加害者の懲戒を願う訴えに対し調査しないで退け或いは隠蔽した、教区常置委員としての判断を問題とした。被申立人の以上の行為あるいは不作為を明記した。

「裁判において被害者を攻撃した事実。」の部分について。

裁判の時期を2001年6月12日から、2005年7月19日までと明記した。

場所は法廷である。裁判所名と事件番号を明記したので、法廷の特定ができる。

(民事裁判 事件番号 奈良地方裁判所葛城支部平成13年(ワ)第193号)
被申立人の行為を複数記載しているが、裁判の期間中に被告、原田文雄の行った行為に同意し、追従

したことを問題とした。そのため被申立人の行為の時期は裁判の全期間中とした。

民事裁判において、児童虐待の被害者名は明示していないが、裁判所名と事件番号によって特定できる。

裁判において偏り見ることや偽証することは、相手あつての罪であるが、それ自体も罪である。従って、申立人は被申立人の行為の対象を指定せず、ただ不道徳行為と捉えて示した。

以上の行為を一連一体の不道徳的行為として申し立てた。これは申立の趣旨に記した。行為の全体の期間としては、申立書には2001年4月から2005年7月までを明示した。被申立人の不作為の期間を考えて、今後は2005年9月までと主張する。

以上、「懲戒申立の事由である事実」の特定ができるよう申立書の補正が行われたことを示した。京都教区審判廷は、申立人による補正を評価せず、全く命令に従わなかったかのように評価をしたが、これは事実誤認である。

2、 申立却下の理由が表示されていない、或いは適切な却下理由の表示がされていない。

却下理由に「事実が明記されておらず、補正されているとは認められません」とあるが、実際に補正命令の指示方向に従って申立の補正が行われている以上、補正がされていないというのは事実誤認であり、せめて申立人の行った補正が基準に達しなかったというべきである。

そうであれば、事実関係を明記する上での基準に到達しなかったとして却下理由を示すべきであるのに、却下の根拠となる基準が示されていない。事実がどれぐらい明らかにされるべきか、法規上の基準を示すべきである。懲戒事由となる事実の特定は申立書の表示によって十分可能である。今度の却下において、正当な判断基準があったとは認められない。なぜなら申立人は確かに補正命令に応じて補正を行ったが、却下決定に於いては、どのように不適格であったのかという評価が示されていないからである。これでは却下において正当な基準があったとは認められない。

3、 申立書は、審判廷規則から導き出されるどころの要求基準を満たしている。

申立時点においては、事実の存在についての真実性は審判廷において証明されていない。

審判廷が開廷された上で事実の証明がなされて審判が下されるまでは、申立事実の存在の確かさは審判廷によって認められたとは言えない。従って、「懲戒申立の事由である事実」とは、審判廷が特定できる所の事実ではなく、あくまで申立人が特定している事実を表示するものである。審判廷規則第27条には、準備書面についての規定があるが、主張しようとする事実と証拠を書面にて提出するように求めている。審判廷が申立人の主張を判断して事実を特定したり、申立人に裏付けを求めるのは、開廷後の場面であることが示されている。

審判廷規則によれば、申立時点において『審判廷が事実の特定をすること』は求められておらず、審判廷に事実特定を可能にせしめる申立書は要求されていない。従って、京都教区審判廷による申立却下には、法規上の根拠がない。

4、 申立書は法規に違反する記載ではないから、補正命令には法規上の根拠がない。

補正命令が要求する「いつ、どこで、だれが、だれに、何をしたか」を明白にすることは、審判廷規則第16条には規定されていない。規則には、ただ事実を記すように書いてある。

申立書が審判廷規則に形式的に違反していない以上、京都教区審判廷の出した補正命令は審判廷規則第17条に根拠をもつものではない。従って、同規則第17条2に規定された却下の根拠も失う。申立は、法規上の根拠なく補正命令が出され、却下された。

以上のことから、京都教区は申立書の不備を指摘したのではなく、審判廷の開廷そのものを拒否したというべきである。

申立には法規上の形式的不備はないが、そもそも規則第17条の条文は、形式上の理由による申立却下を可能な限り避ける趣旨であると理解できる。

聖公会においては、大抵の信徒は法規の素人である。素人の申立について、形式的な理由による却下をせず、なるべく受理するために補正を要求するのである。重大な問題提起を尊重して扱うための第17条規定であり、補正命令は善意を持って行わねばならない。

申立の却下決定は、審判廷規則第17条の意図にも反していると主張する。

重大な問題提起がされているにも関わらず、審判廷は規定に違反していない申立の門前払いをするべきではない。開廷して意見を聞き、審理した上で結論を出す法規上の義務がある。

5、 申立却下の理由として示された文章に「懲戒を受けるべき行為の特定ができません」とある。

しかし、申立時において審判廷が「懲戒を受けるべき行為の特定」をすることは、原理的にできない。したがって申立却下の理由として不適切である。

審判廷が審判を開く前に、懲戒対象の罪状および事実を特定することは、厳密には不可能であり、原理的にも不可能である。たとえ完全かつ明白な事実の表示がなされていても、申立時点で申立人の言うところの「懲戒申立の事由である事実」を審判廷が完全に把握することは不可能である。これは、審判廷の懲戒基準が明文化されていないことによる。以下、このことを説明する。

日本国の法によって裁かれる場合など、処罰の対象となる行為が厳密に規定されている場合であれば、懲戒申立の事由である事実は、法律の条文に照らして明白に特定できるが、日本聖公会においては懲戒の対象となる行為について明白な基準は設けられていない。懲戒の対象となる行為については法規第198条、第199条、第200条に記されているが、「その他著しく不道徳または不正であること」という曖昧な規定が記されており、被申立人の行為が著しく不道徳であるかどうかの判断は、審判廷での審理に任されている。従って、実際に審理が始まってしまうなければ、被申立人の行為が「懲戒申立の事由である事実」と言えるかどうか、定かではないのである。

思考実験として、一例を挙げる

不倫或いは姦淫と言われる行為については、日本国の刑法では犯罪と規定されていないので刑事事件として裁かれることはないが、教会においては不道徳とされている。

従って申立の理由となり得る。しかし、姦淫の行為が教会において「懲戒の対象となる事実」と認定されるかどうか、それは審判廷を開廷し審理を行って、審判の決定が出されるまで、手続き上でも、誰にも予想や判断が出来ないのである。なぜなら、懲戒処分に値するかどうかについては、審判廷の自由な心証による判断に依るように定められているからである。

申立人が姦淫の事実を「懲戒申立の事由である事実」として書いたのに、審判廷審判員が、姦淫の行為が懲戒に当たるとは考えない場合には、申立書を読んでも、懲戒の事由となる事実を特定できないことになる。

以上の想定事例により、申立の時点では、申立人と審判員の間には「懲戒申立の事由である事実」に関する共通認識を全く期待できないことを証明した。

申立の時点で審判廷が「懲戒申立の事由である事実」の厳密な特定ができないことを理由に門前払いをすることは適当ではない。実際に審判を開かねば、「懲戒事由である事実」の厳密な特定を審判廷が行うことはできないのである。

したがって申立書において述べられる「懲戒申立の事由である事実」というのは、審判廷が十分特定できるところの事実ではなく、あくまで申立人が懲戒すべきと考える事実が記されるものである。審判廷が申立時点で、不道德と主張される事実を特定できない場合でも、それは開廷後に申立人が詳細に主張する性質のものである。

審判廷は疑問点がある場合、開廷した後、審理の中で不明な問題を問うべきである。双方の詳細な主張を聞いた上でも申立人が問題を明確に出来なかったなら、その時に、事実関係の不明を理由に棄却の判断を下すべきである。

申立人は以上の理由をもって不服を主張し、京都教区審判廷による申立却下決定の取り消しを求め、京都教区審判廷に差し戻しを求めるものである。

以 上

[添付書類]

資料 1 京都教区審判廷の決定書 (2008年9月24日付) の写し

資料 2 京都教区審判廷交付の申立書記載事項補正命令書 (2008年7月31日付) の写し